

令和 6 年 4 月 1 日以降の料金表（2 か月分・消費税込み）

■家庭用（小口径）水道料金は、2 か月分まとめて下水道使用料と合算して請求しています。

メーターの口径	基本料金 8m ³ まで	従量料金		
		第一段階	第二段階	第三段階
13mm (令和 10 年度以降)	2,640 円 (2,838 円)	9m ³ ～ 200m ³ 132 円/m ³ (143 円/m ³)	201m ³ ～ 400m ³ 225.5 円/m ³ (236.5 円/m ³)	401m ³ ～ 242 円/m ³ (253 円/m ³)
20mm (令和 10 年度以降)	3,806 円 (3,916 円)			

※ 3/31 以前から継続して使用されている方は、7 月請求（6 月検針）以降からの適用となります。

※記載のない水道料金や早見表については、市ホームページをご覧ください。

※新料金の早見表を記載したチラシを 12～1 月に市内全戸に配布します。



【水道料金早見表】

お使いの口径と水量は検針時にお渡ししている使用水量通知書の **ア** と **イ** から確認ができます。



改定後の料金（現行料金との比較） 1 か月分・消費税込みの場合

改定による影響額は以下の通りです。

メーター口径	13mm		20mm	
	5m ³	20m ³	45m ³	30m ³
これまでの水道料金	1,188 円	2,904 円	6,204 円	4,862 円
令和 6～9 年度 (影響額)	1,452 円 (264 円)	3,432 円 (528 円)	6,732 円 (528 円)	5,335 円 (473 円)
令和 10 年度～ (影響額)	1,562 円 (110 円)	3,707 円 (275 円)	7,282 円 (550 円)	5,676 円 (341 円)

3～4 人家族の平均的な利用量



将来への施設づくりを進めます

水道事業は、市民生活や社会経済活動に欠かすことができない大切なライフラインです。本市には約 430km の水道管や浄水場・配水池などがあり、古くなった施設の更新や地震に備える耐震化事業を計画的に進め、災害にも強い施設づくりを着実に進めていきます。「子や孫と共に支える水道システム」を構築し、将来にわたって安定した水道水の供給を市民のみなさんと一緒に守っていくため、引き続き水道事業へのご理解とご協力をお願いします。

新旧料金の比較やお支払いの相談 ▶ 園水道局業務課（☎ 83-5725）

水道料金改定の内容について ▶ 園水道局総務課（☎ 83-4111）

